

児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会
取りまとめに向けた論点

1. 感染症及び食中毒の予防等のための研修・訓練の努力義務化（最低基準省令関係）
 - 障害児入所施設等以外の児童福祉施設について、平時における感染症等のまん延防止の観点から、
 - ・ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めなければならないこととする。

【論点】

- (1) 訓練・研修の具体的な内容が分かるよう、通知等における具体化が必要ではないか。
- (2) 新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症の出現等も視野に入れるべきか。

2. 業務継続計画の策定、周知、必要な研修・訓練の努力義務化（最低基準省令関係）
 - 障害児入所施設等以外の児童福祉施設について、感染症流行時の業務継続の観点から、
 - ① 感染症流行時において、業務を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない
 - ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努めなければならない
 - ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うこととする。

【論点】

- (1) 児童福祉施設を想定した業務継続計画のひな形を提示すべきではないか。
- (2) 障害児入所施設で策定等が義務付けられている業務継続計画は、感染症流行時及び非常災害発生時を想定したもの。児童福祉施設の業務継続計画も非常災害発生時を対象に入れるべきか。

- (3) 新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症の出現等も視野に入れるべきか。【再掲】
- (4) 訓練・研修の具体的な内容が分かるよう、通知等における具体化が必要ではないか。【再掲】

3. 児童福祉施設等に対する監査の頻度及び方法の見直し（児童福祉法施行令関係）

- 都道府県知事による実地監査について、新型コロナウイルス感染症の流行状況や他の福祉施設についての対応等を踏まえ、実地による監査を原則とした上で、例外的に、下記のいずれかに該当する場合には、書面等による監査を可能とする。
 - ① 対象となる児童福祉施設の所在地における感染症の流行状況を踏まえ、実地による監査を控えるべき事情があると認められ、かつ、直近の監査において大きな問題が確認されていない場合
 - ② 対象となる児童福祉施設の前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されている場合

【論点】

- (1) 自治体側の懸念である「実地でなければ確認が困難な点」については、前年度の監査においてその点について確認ができていることを書面監査の要件にしてはどうか。
- (2) ICT環境が整備されていない現場に配慮するため、オンライン会議等による監査の導入・実施は任意である旨を明確にすべきではないか。
- (3) 監査の実効性を確保しつつ、施設・自治体双方の過度な負担増加を避けるため、書面監査において確認すべき事項・求めるべき書類等の目安を示すべきではないか。
- (4) 他の福祉施設に関する規定を踏まえ、児童福祉施設に対する監査の頻度や方法について、引き続き政令で規定すべきか。
- (5) 監査における第三者評価の活用はあり得るか。（監査主体である自治体の実地又は書面で確認を行うものではない点に留意。）